

過去に災害で折込が 不可能になった主な事例

地震

1995.01 阪神・淡路大震災

早朝の発生で新聞は発行されましたが、配達が不可能な地区が発生。全壊した新聞販売店も多く、数日間折込が不可能となりました。

2004.10 新潟中越地震

夕方に発生。ライフラインが遮断され、新聞販売店の宅配体制の回復まで1週間を要しました。

2016.04 熊本地震

深夜に発生。住宅崩壊と道路寸断により配達が不可能に。新聞販売店の宅配体制回復まで2週間を要しました。

地震
と
津波

2011.03 東日本大震災

午後に発生。中心被災3県(宮城・岩手・福島)では海岸線沿いで壊滅的被害に遭い、数カ月にわたって折込が不可能に。東日本全体でもライフラインに影響が出たため、関東地区でも1週間ほど折込が不可能になりました。

原発
事故

2011.03 福島第一原発事故

災害・事故による放射能漏れ。発生直後から広域に避難指示・勧告が出され、新聞販売業務が不可能となりました。

水害

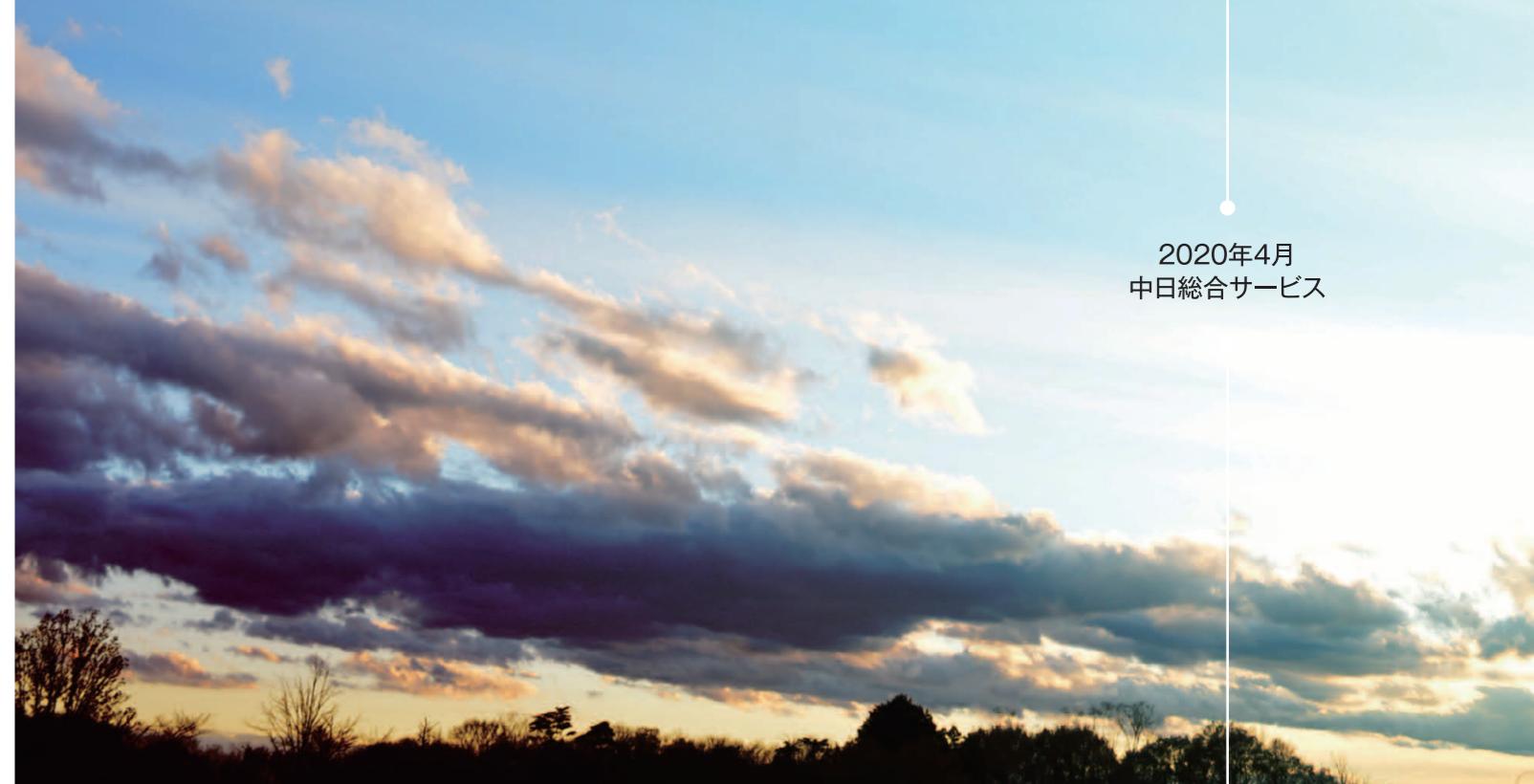
2000.09 東海豪雨

二日間にわたり愛知県名古屋市およびその周辺で発生。名古屋市周辺で多数の浸水被害が生じた他、崖崩れ、土石流などによる災害も発生。この災害により計21市町に災害救助法が適用されました。新聞販売店を含む水没した家屋が多数、立ち入り禁止区域等もあり、一部地域での配達が不能となりました。

・大規模災害等発生時における 取り扱いについて

大規模な災害などに見舞われた場合、折込会社ならびに中日新聞販売店は被災の状況を的確に判断し、折込広告をご愛読者へお届けするため全力を傾注します。しかしながらライフラインや通信網、輸送ルートなどが遮断され、被災地の新聞販売店や従業員に甚大な被害が及んだ場合は、クライアント様のご要望にお応えできない場合もあります。この様に事前の予測と回避が不可能な事態が発生し、折込会社と新聞販売店の努力にも関わらず指定日に新聞折込が出来なかった場合、以下に示すガイドラインに基づいた対応をして参ります。ご理解賜りますようお願い申し上げます

2020年4月
中日総合サービス



《大規模災害等発生時における新聞折込広告の取り扱いについて》

- ・大規模災害や不可抗力による事故や事変が発生した場合、新聞折込が不可能になる場合がございます。
- ・大規模災害等で折込広告の実施に支障をきたす事態となった場合、状況把握と情報収集に努めます。
- ・折込広告の輸送、配送網の早期復旧に努め、実施可能な状況になり次第速やかにご連絡いたします。

【想定される災害等】

大地震・津波・水害・豪雨・豪雪・噴火・生態系異常などの自然災害や、大火災・大規模停電・原子力発電所の事故・放射能漏れなど事故・人災による災害の他、感染症の拡大、テロ・他国からの武力攻撃など日常生活を著しく阻害する脅威なども含まれます。

【実施の判断】

- 折込広告の実施可否については、災害の規模や被災状況により、新聞販売店および折込会社の判断とさせていただきます。
- 新聞本紙が新聞販売店に未到着の場合は、折込広告が新聞販売店に到着済みであっても、折込広告のみでの配布はいたしません。その状況に於いては全域配布サービスもいたしません。

【実施不能なケース】

- 人命に関わる場合、及び人員の安全確保ができない場合
- 新聞社の印刷工場被災により新聞発行が不能となった場合
- 新聞販売店の被災により折込広告業務及び新聞配達業務が不能となった場合
- 折込会社の配送センター被災により折込広告の出荷が不能となった場合
- 道路・橋梁などの崩壊や、障害物による道路交通網の遮断などにより配送ルート確保が困難な場合
 - 1.新聞販売店に新聞が届かない場合
 - 2.折込広告の輸送便が新聞販売店に到達できない場合
 - 3.新聞配達員が配達先に到達できない場合
- 新聞輸送、新聞配達、折込広告輸送に関する車両並びに燃料の調達が困難となった場合
- ライフライン（食料・飲料水・電気・通信網など）の崩壊により業務遂行が不能な場合
- 警察・消防・その他監督官庁からしかるべき指導のあった場合
- その他、折込広告業務を著しく阻害する事態が発生した場合

【責任の範囲】

- 大規模災害や不可抗力による事故や事変が発生し折込広告が実施不能となった場合、未実施分の折込代金、折込広告本体の用紙・印刷料金、営業損失、その他の間接的費用については責任を負いかねます。
- 被災によって折込広告自体が破損し、使用不能となった場合も同様とさせていただきます。
- 折込会社の配送センター出荷後の折込広告について、災害などの規模によっては連絡が遮断され、中止ができない場合がございます。同様に、日程を変更しての実施や返却ができない場合がございます。
- 災害による新聞読者への配達遅延につきましても責任を負いかねます。